

第6章

アフリカの ジエンダー



ジンバブエの女性

アフリカ貧困層の約三分の二は女性であるとみられている（外務省、一九九八）。人口と持続可能な開発にとり女性の経済的、社会的地位の向上が急務とされている。本章では、アフリカに特有とみられる社会規範、文化、慣習のなかで、女性が社会経済的にどのように状況にあるかを紹介し、女性の参加を阻むさまざまな規制に対する取組みや女性の開発を促進する国際会議の動向について述べる。まず、国連人口開発会議で取り上げられた、人口問題と女性のエンパワーメントとの関係、国連の人間開発指標によるアフリカ女性の国際的な地位について紹介し、その後、伝統のなかの女性の状況と地位向上への取り組み、アフリカの結婚制度の一つである一夫多妻婚の状況、女性の婚姻と相続に関するジンバブエの例、アフリカ貧困層の多くを占める女性世帯主の特徴、国際的に廃絶勧告が出されている女子割礼の状況について述べる。

1 女性のエンパワーメントと人口問題

女性のエンパワーメントと人口との関係

人口と持続可能な開発において、女性の地位向上の重要性が、しばしば指摘されている。カイロの国際人口開発会議「行動計画」第4章は、女性の地位向上には「エンパワーメント」が重要とし、「両性間の平等、公平と女性のエンパワーメントが人口問題解決の鍵である」と述べている（国連人口基金、一九九四、七二〇ページ）。女性のエンパワーメントとは、「女性が社会的、経済的、政治的、法的に力をつけ、能力の強化をはがること」を意味する。その主旨は、「エンパワーメントは、行動選択の幅が広がることを意味し、自分の意思で、進学や職種の選択を行い、結婚をするかどうか、いつ結婚するか、子供をもつかどうか、産む時期、家族規模、避妊手段などについて、決定できるようになる」とするものである。

母親の教育水準と子供数との関連は本書第4章で観察したが、女性の教育はエンパワーメントを高めるための重要な方法の一つである。教育は女性に、よりよい就業機会と所得

を保障し、親の都合で決められた相手との強制的な結婚を避け、結婚と初産の時期を遅らせ、避妊法の知識と高い実行率により、計画外あるいは希望していない子供の出産を防止し、出産間隔を広げることにより、母子の生存率を高め、衛生知識や技術により家族全体の健康も向上させることができるなど、人口の各方面への波及効果は大きい。カイロ会議で採択された行動計画を受けて、多くのアフリカ諸国は人口政策に、女性のエンパワーメントを掲げているが、どのように進めていくかが難題である。

国連開発計画(UNDP)は、人間開発指標として、男女格差を明らかにする指標を作成し、各国の男女間の不平等度や女性のエンパワーメントの程度を国別に評価、ランクづけを行っている(国連開発計画、一九九六)。指標は、ジェンダーの不平等の程度を測定する「ジェンダー開発指数」(GDI、基本的能力の達成度の男女格差の指標。基礎データとして、平均余命、教育水準、所得を用いている)と「ジェンダー・エンパワーメント測定」(GEM、女性の経済、政治、専門職活動への参加度を測定するもの)の二つから構成される。GDIとGEMより、各国の男女間の不平等度や女性のエンパワーメントの程度を測定し、国別順位を報告している。

GDIの国別順位は、一三〇カ国中、スウェーデンを首位として、高位に先進諸国(日

本は八位)、次いで香港、シンガポールなどアジア諸国が位置し、アフリカでは、モーリシャス(四九位)、ボツワナ(五五位)、チュニジア(五九位)が比較的高い位置にランクされている。ペルー(六二位)、エルサルバドル(七六位)などラテンアメリカ諸国は上記アフリカ諸国より下位にあるが、その他多くのアフリカ諸国は、一〇〇位以上に位置し、ニジェール(二二七位)、マリ、シェラレオネは最下位アフガニスタンと同様、社会全体での総合的な人間開発達成度が低く、男女格差が大きい国として位置づけられている。

GEMの国別順位は、一一六カ国中、ボツワナ(三八位)、ジンバブエ(四三位)、カーボベルデ(七一位)が比較的上位にあり、女性の社会的参加度が高い国として位置づけられている。その他スー丹(一〇二位)、コートジボアール(一一二位)、コモロ(一一三位)、ジブチ(一一五位)をはじめ大部分のアフリカ諸国は下位にあり、女性の社会的地位が低い国として位置づけられている。GEMでは家庭内や地域社会、農村での女性のエンパワーメントの程度が測定されていないために、アフリカ女性のエンパワーメントの実態と相応していない面も少なくないであろう。しかしながら、アフリカ女性の地位は、一部の国を除き、世界のなかで低い位置にあることは、これら指標からも明らかである。

伝統のなかの女性と女性の地位向上への取組み

男女に関する厳しい制度的制約や差別的な慣例が現在でも存続

し、文化、伝統を守るという大義名分の下に、女性が不利な立場におかれている国が少なくない。以下にジンバブエの女性の状況について『女性の声』から紹介しよう (Getecha and Chipica, 1995)。

ジンバブエの共同体農場では各農家は地方自治体に土地の長期使用権を申請、登録、受理されることにより耕作することが可能となる。通常、世帯主である夫や一家の長老の男性の名義により登録されており、女性が農業の主たる従事者であっても、夫が農産物収益を管理し、経済的実権を握っている場合が多いようである。法的には寡婦をはじめ、離別した女性や未婚の女性も使用権を申請することは可能であるが、現実には女性が本人の名義で使用権を得ている例は少なく、農業から得られる収入も著しく不利な状況におかれている (Getecha and Chipica, 1995, pp.52-53)。

さらに、慣習婚は、妻に遺産相続の権利を認めていないため、遺言がなく男児がいなければ遺産はすべて夫の兄弟により相続され、残された家族がたちまち経済的困窮に陥る例も少なくない。寡婦が生計の手段として、亡夫の兄弟の一一番目または二番目の妻（レビュー・レート婚）になる場合もあるが、最近ではそのような事例は少なくなっているようである。

(Getechea and Chipica, 1995, pp.58-59)。

農村では、「女性に教育は無用」という考え方も根強く残つており、親は息子の学校教育を優先させ、娘には家事や農業を手伝わせ、婚資を得るために娘に早婚を強いる例も少なくない。第2章で述べたように、経済的困難、妊娠などによる中等教育中退者は女性が多く、サハラ以南アフリカでは男女の間に著しい教育水準の格差がみられる。

女性は夫が避妊に協力的でないため度重なる出産を強いられたり、HIV／エイズを夫から感染し、さらに胎児へ感染させる例も少くない (Getechea and Chipica, 1995, pp.25-35)。

次にタンザニアの農村調査から伝統的な婚姻制度である一夫多妻制に対する女性の意識を紹介しよう。タンザニアのカグル (Kaguru) 村の調査では、大部分の女性が一夫多妻制に反対している事実が明らかとなつた (UNFPA, 1997, p.40)。従来、一夫多妻制は妻たちが農作業や家事の重労働を協力し分担できるメリットがあるといわれているが、その考えを支持する女性はいなかつた。女性たちはむしろ財産などをまざまなトラブルの原因となりデメリットのほうが多いと答えている。夫が第二夫人をもらう場合には離婚の意思を夫に伝えている女性もいるようである。しかし意に反して、夫が第二夫人と結婚する場合、それを阻止できない現実もあるようである。

これらジンバブエやタンザニアの例で述べたような女性に対する不利な制度や慣習を見直し、女性の状況を改善する動きも始まつた。一九八五年世界女性会議（ナイロビ）、九年国際人口開発会議（カイロ）、九五年世界女性会議（北京）や九八年アフリカ開発会議（東京）において、いずれも女性の経済的、社会的地位の向上が急務とされており、これらの国際会議の行動計画を契機として、多くの国でさまざまな試みが始まられている。タンザニアでは、家族計画協会のユースセンターが、妊娠のために中退した十代のシングルマザーに対して、学校の補修教育や職業教育を始めた（草野、一九九七）。ジンバブエは、八〇年に「公務に黒人採用」という大統領令の下に、二〇〇〇年までに上級職の三三%を女性に割り当てる計画を公表し、また八一年には女性の参加を阻む法的、文化的、社会経済的規制をなくし、国家開発に女性の参加を促進することを目的として「女性問題省」を設立した（中嶋、一九九二、一八〇ページ）。そのほか数々の女性の開発を目的とした政策が出来されているが、大部分が都市の女性を対象とするものである。近年、女性行動グループ（WAG）による、農村女性を対象とした所得向上プログラム、成人識字協会やキリスト教会、NGOの協力などによる識字教育、ハラレ郊外「マシャンバンゾー」(Mashambanzo、キリスト教のボランティア団体により設立されたエイズ厚生施設)でのHIV感染者に対する

る自立のための職業教育（早瀬、一九九六）などが行われている。

ケニアでは、一九九〇年代に入つて、女性の自立を支援する開発プロジェクトの下に、政府やNGOが「ジュア・カリ」(Juakali、スワヒリ語で、「ざらざら照りつける太陽の下」の意味であるが、通常屋外零細企業・職人を指す)の開業を支援する少額融資制度や技術訓練を行つてゐる（生長、一九九七）。

アフリカ開発会議東京行動計画は、「このような女性のエンパワーメントのための政策は、継続して支援することが重要であり、優先分野について、目標を設定し、資金を配分しなければならない（外務省、一九九八）」としている。

2 一夫多妻婚

アフリカの結婚——
一夫多妻婚（ポリガミー）は、アフリカの結婚制度の大きな特徴で
一夫多妻婚の特徴——
あり、その婚姻形式は、夫が同時に一人以上の妻をもつことであ

る。国連アフリカ経済委員会（UN ECA）の報告によると、アフリ

カの男性にとって一夫多妻婚の最大の魅力は、経済的誘引——数人の妻の労働力、広い土地と農業生産物の収量の増大により、富と高い地位を得る可能性——であるだらうとしている (Boserup, 1970, p.37)。ボーズラップは著書『経済開発における女性の役割』において、「ポリガミーの経済」について次のように述べている。「ポリガミーは、伝統的な土地保有制度と農業生産方式において、経済的に有利な家族構造である。長期休閑方式が支配的な地域では若い男性が木を伐採、土地を開拓し、女性が食糧作物生産の仕事に従事する。したがつて女性労働力は、耕運機や雇用労働力などを利用する代わりに、食糧生産を拡大するための重要な手段であり、妻を多数もつことはいわば経済的資産の拡大を意味する」としている (Boserup, 1970, pp.38-39)。伝統的にポリガミーは農業技術が低く、女性の耕作への参加率が高い社会で、女性の高い生産力と人口再生産（生殖力）に価値をおいている (Lesthaeghe, Kaufman and Meekers, 1989)。西アフリカでは、女性は農業の他に小売業にも進出しており、世帯や子供の経費など家計に相当の貢献をしている (Lesthaeghe, Kaufman and Meekers, 1989)。女性の経済的貢献度が高い社会では、概してポリガミーの比率は高く、婚資が将来の夫またはその家族から支払われる。女性は夫からの経済的支援が少ない状況で、重労働に耐えねばならないが、日々の行動はかなり自由で、食糧作物販売によ

り夫から経済的にある程度独立した家計を維持することが可能である (Boserup, 1970, p.50)。一方、耕運機、灌漑用水の利用などにより農業技術が高度になると、男性が主たる耕作者となり、第二夫人は経済的資産というよりもむしろ経済的負担となり、ポリガミーのインセンティブは減少する (Boserup, 1970, pp.47-48)。

一夫多妻婚における男女の結婚年齢は一般に十歳以上の差があるため、女性が寡婦になるチャンスは非常に高い (Boserup, 1970, pp.44-45)。一夫多妻婚の妻は夫と死別または離別の再婚も早く、現在では少なくなっているようであるが、寡婦が亡夫の弟などにより継承される制度（レビュイレート婚）もある（和田、一九九六、一一五～一二九ページ／Lesthaeghe, et al., pp.27-28）。最初の妻が不妊症の場合、夫は第二夫人をもらうか、離婚し再婚するケースも少なくない。離縁された不妊症の女性は、しばしば、第一または第三夫人として再婚する場合もある (Pebbley and Mbugua, 1989, p.343)。人口保健調査 (DHS調査) では性感染症による不妊症の女性が多い中部アフリカ諸国でポリガミー比率が高い傾向が示されている（第2章）。

一夫多妻婚の地域

DHS調査から、女性のポリガミーの状況について観察しよう。調査

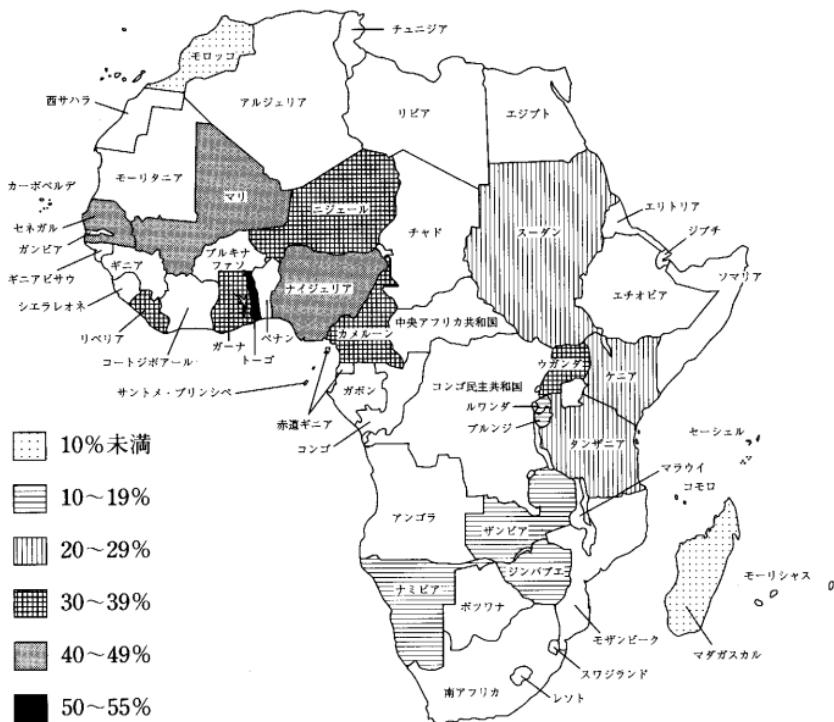
と女性の特徴

では十五～四九歳の有配偶女性に対して、夫が他に妻をもつているかどうかを質問している。イスラムでは四人まで妻をもつことが可能であることが知られているが、イスラム教徒が多いモロッコやパキスタンではポリガミー比率は十五～四九歳の有配偶女性の約五%にすぎなかつた(Westoff, Blanc and Nyblade, 1994, pp.11, 19)。調査からポリガミーはサハラ以南アフリカに多くみられ、それ以外の地域では非常に少ないことが明らかとなつた。ポリガミー比率は、マリ、ナイジエリア、ブルキナファソ、トーゴ、セネガルなど西アフリカ諸国で有配偶女性の五〇%前後と高く、ケニア、タンザニアなど東アフリカ諸国が二〇～三〇%、ジンバブエ、ナミビアなど南部アフリカが一〇～二〇%と低く、地域・国により異なる(図20)。西アフリカではイスラム教徒が多く、東アフリカと南部アフリカではキリスト教徒が多いことなど宗教との関連が考えられる。

一夫多妻制の女性は、一般に、農村に居住し、低学歴、イスラム教または伝統的宗教の信者、三〇歳以上の中高年女性に多い傾向がみられる(早瀬、一九九六／Kishor and Neitzel, 1996, pp.74-75)。この結果は現在必ずしも若い女性に一夫多妻婚が少なくなつたことを示

第6章 アフリカのジェンダー

図20 アフリカ諸国女性の一夫多妻婚の割合（1986～92年）



(注) ルワンダ、ブルンジは■。

(出所) Westoff, Blanc and Nyblade, 1994,に基づき著者作成。

すものではない。婚姻時は夫が他に妻をもつていなかつたが、その後夫が一番目の妻をもつゝこともありうるからである。セネガル、ガーナ、ケニアとジンバブエのDHS調査より女性の初婚年齢と一夫多妻婚との関係を分析した結果、十五歳未満または三〇歳以上で初婚の女性、すなわち早婚と晚婚者に一夫多妻婚が多い傾向がみられた (Hayase and Liaw, 1997)。

3 ジンバブエの婚姻と相続

ジンバブエの婚姻法には「民事婚」(civil marriage) と慣習婚 (customary marriage) の二つのタイプの婚姻がある (Government Printer, undated)。前者は主に非黒人や黒人のなかでもイギリス式の法律婚の下での婚姻を望む人々を律するものである (中嶋、一九九一、一七〇ページ)。同法は「婚姻担当官または認定されたキリスト教司教の面前で挙式を行わねばならず、ローマオランダ慣習法および成文法に従い登録される」と規定している。同法

は、一夫一婦婚で、重婚を禁止している。また同法は、「夫婦各々が独自に財産を所有する権利を認めており、配偶者的一方が死亡した場合には、遺産は遺言がなければその配偶者と子供に均等に相続される」と規定している。

「慣習婚」は、慣習法により定められた形式に従つて婚姻が成立する。挙式は、「アフリカ人（黒人）の婚姻担当官（地方裁判所の官吏）により行われ」、婚資「ロボラ」(lobola)が夫から妻の家族に受け渡されたことが確認された後に、慣習法の下で婚姻登録が行われる。慣習婚は、本来一夫多妻婚である。夫は必ずしも複数の妻をもつ必要はないが、複数の妻をもつことが許可されている。ジンバブエの一夫多妻婚の割合は、一九八七年DHS調査では十五・七% (Hayase and Liaw, 1997)、九四年同調査では十八%で、前述したようにアフリカでは低いほうである。慣習婚は両家族の同意により成立し、通常未来の夫となる男性またはその家族から未來の妻の家族へ婚資として牛などの家畜数頭またはそれに相当する現金（数ヶ月の月収または年収相当の現金、地域によりさまざま）を贈る。婚資は結婚前に全額完納される場合と結婚前から結婚後子供の出産まで分割で納められる場合がある。黒人の多くはこの慣習婚に従う。慣習法による婚姻は、妻の独自の財産を認めておらず、多くの場合、妻の勤労所得も夫により管理されている。近年女性の地位向上運動の結果、妻

の名義で銀行口座が開設できるようになるなど、緩やかではあるが女性の法的な権利も改善されているようである。

慣習法による遺産相続の方法は、「夫死亡の場合の遺産は、遺言がない場合、長男、または孫（男児）、または夫の長兄に相続され、妻には相続する権利がない」と規定している。妻死亡の場合は部族により異なり、ショナ族（Shona）の慣習法では妻の財産は妻の実家へ、ンデベレ族（Ndebele）の慣習法では娘に相続される。妻の財産は両部族とともに、「娘の婚姻時に娘婿から婚資としてもらった牛、衣類など」と、定められている。

婚資口ボラの相場

筆者が一九九五年に客員研究員として勤務したジンバブエ大学開発研究所の秘書モヨさんの婚姻時の状況について紹介しよう。モヨさんは九年前の八六年、二三歳の時に、ナイトクラブに勤める三〇歳の夫と結婚した。ジンバブエの平均初婚年齢は、女性が十九歳、男性が二十五歳であるから二人とも晩婚である。夫は結婚前に彼女の叔母さんに相談、口ボラを打診し（通常、仲介者を立てる。仲介者は親戚または親の友だち）、牛一〇頭（そのうち一頭は母親に、一頭は婚姻時の食事に供され、残り八頭は父親に贈られた）と衣類（父母にそれぞれ贈られた）、さらに現金一二五〇Z\$（九五年十二月時で一Z\$＝十一円）を支払い、婚姻が成立した。彼女の両親は農村に住んでいるので牛を要

求したが、都市では現金で支払うことが多いそうである。ちなみに牛一頭は八六年結婚當時で二〇〇Z\$、九五年は五〇〇Z\$くらいの相場だそうだ。ロボラは、今日では伝統的行事というより、新婦の教育水準が高いほど高額になるなど営利主義に陥る傾向がみられるようである。ロボラの金額は、インフレにより高騰し、九五年現在では年収の数倍以上の五〇〇〇Z\$から一万Z\$が相場となつていて（Getecha and Chipica, 1995, p.148）。九五年当時、大学教授の給与は月収七〇〇〇～八〇〇〇Z\$、講師が五〇〇〇Z\$、秘書は雇用年数にもよるが二〇〇〇Z\$前後、住込みの家政婦が食事つきで四〇〇Z\$、庭師が八〇〇Z\$程度である。大学の教職員などフォーマル・セクターの被雇用者は所得からさらに所得の四〇%程度を所得税や積立年金などとして差し引かれる。もし結婚前から同棲していた場合は、男性はロボラの他にさらに損害賠償金（女性は財産の一種と考えられており、親の許可なく同棲すれば財産に損害を受けたとみなされる）を女性の親に対し支払わねばならない。また離婚の場合、子供がない場合は妻側の親から前夫にロボラを返却、子供がいる場合は夫側に子供を引き渡せば返却の必要がないそうである。

ロボラの実行は婚姻の合法性、両家の緊密さの象徴でもあり、女性に対する尊厳を意味し、一種の保障を与えるものとみなされている。そのため、現在でもロボラの存続を支持

するものが九七%に上っている (Getecha and Chipica, 1995, p.150)。

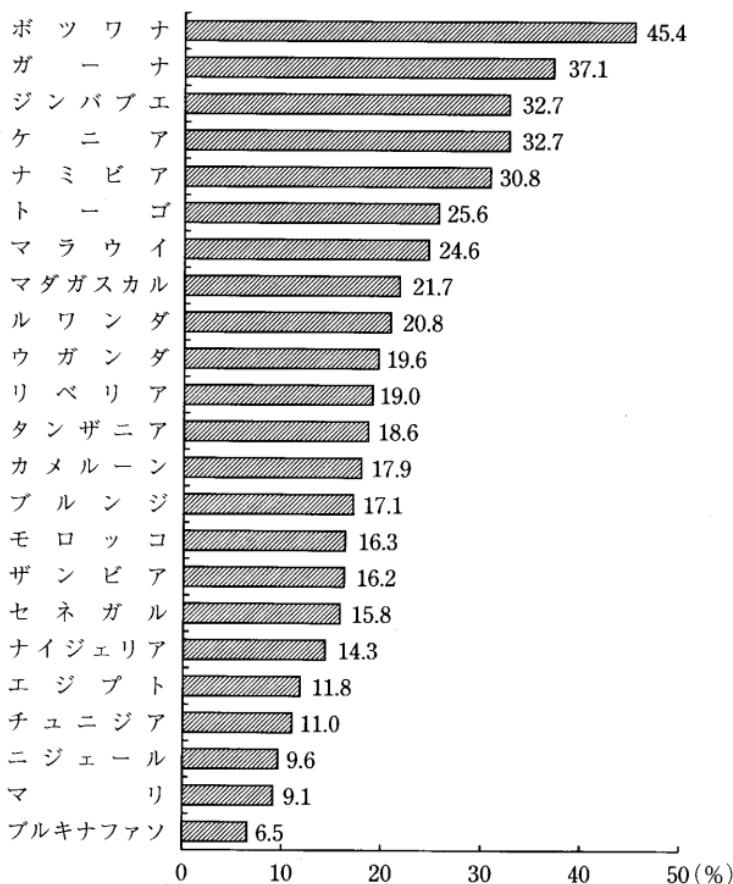
4 女性世帯主の特徴

「世帯主」とは、人口保健調査では、「世帯の責任者とみなされる人」と定義され、一般に、年齢（年長者）、性別、経済的地位により判断される。女性世帯主の特徴として、未婚の若年者を除き、中高年の死別または離別者が多く、経済的には男性世帯主より貧しい状況が推測される。ハノではアフリカ諸国の女性世帯主の特性について人口保健調査より観察する。

図21よりアフリカ諸国の女性世帯主の比率は、北アフリカと西アフリカ諸国では一〇%程度であるが、東アフリカおよび南部アフリカ諸国では三〇%前後とかなり高いことが知られる。特にボツワナは約五割が女性世帯主で占められている。女性世帯主比率は、通常加齢とともに上昇する。ザンビアの場合、三〇歳未満は一〇%であるが、三〇～四九歳が十三%、五〇歳以上では二四%に上昇する。夫との年齢差や男女の死亡率格差により、寡

第6章 アフリカのジェンダー

図21 アフリカの女性世帯主率（1986～94年）



(出所) 表17と同じ。

表17 アフリカの女性世帯主の特徴（1990～94年）

	配偶関係別割合 (%)					就業率 (%)		女性世帯主 総 数
	有配偶、単婚	有配偶、複婚	死 別	離別・別居	未 婚	世帯主	非世帯主	
ブルキナファソ	32.6	27.9	24.6	10.2	4.7	76.9	58.6	168
カメルーン	24.5	17.1	23.3	22.9	12.2	79.5	57.2	258
ガーナ	—	—	—	—	—	—	—	1,323
ケニア	41.1	24.5	5.3	20.9	8.2	85.4	70.3	1,393
マダガスカル	48.5	14.7	13.3	12.3	11.2	66.5	45.1	644
マラウイ	17.6	3.4	17.2	46.6	15.3	87.8	76.3	688
ナミビア	21.0	22.3	12.7	40.2	3.8	33.9	24.8	509
ニジェール	29.3	10.2	5.3	16.8	38.5	63.2	30.0	198
ナイジエリア	39.1	22.1	17.6	18.8	2.3	50.7	43.0	504
ルワンダ	22.9	16.4	30.1	14.8	15.8	85.4	59.7	544
セネガル	4.2	22.6	43.2	24.0	6.1	98.1	93.1	251
モロッコ	25.5	50.6	7.2	12.4	4.4	62.5	44.0	456
	8.4	8.0	19.8	52.8	11.0	79.8	46.2	451
	8.8	—	80.8	10.4	—	41.1	21.3	400
	31.3	7.0	33.3	20.3	8.3	36.0	22.5	

(出所) 表14と同じ。

婦になるリスクが高い。

次に女性の世帯主比率について、居住地別みると、ジンバブエ、ケニアとザンビアを除き、ほとんどすべてのアフリカ諸国で都市のほうが農村より女性世帯主比率は高い傾向にある（Kishor and Neitzel, 1996, p.15）。ちなみに都市／農村別の女性世帯主比率は、ガーナが都市四二%、農村三五%に対し、ジンバブエは都市十九%、農村三九%である。このようないくつか地域間の差異は、家族構造の差異や夫の農村から都市への移動が関連していると推測される。

表17より女性世帯主の配偶関係をみると、エジプト（八%）、ルワンダ（四三%）は寡婦が多く、ザンビア（五三%）、マダガスカル（四七%）、マラウイ（四〇%）は離別者が多い。一方、ガーナ、ケニア、セネガルなど多くのアフリカ諸国では有配偶者が予想外に多いことに驚かされる。ケニアは女性世帯主のうち一夫一婦制の有配偶者が四八%、一夫多妻制のそれが十五%であるが、セネガルは前者が二六%、後者は五一%にのぼっている。これより、一夫多妻制世帯で女性世帯主が多いこと、一夫一婦制の場合は夫の出稼ぎなどによる長期不在が、女性世帯主の高さに影響していると推察される。女性世帯主の家族構成では、世帯主以外に成人のいない世帯が八割以上を占めている（Kishor and Neitzel, 1996,

p.15)。

特に女性世帯主の就業状況をみると、世帯主でない女性と比べ就業率は高く、マラウイやエジプトなどを除き、就業率は七割以上にのぼっている(表17)。女性世帯主の教育程度は、多くの国で初等教育以下で、世帯主でない女性よりも、教育水準が低い傾向にある(Kishor and Neitzel, 1996, p.25)。

最後に女性世帯主の生活水準——飲料水源、トイレの設備の状況や耐久消費財の所有状況——について、男性世帯主の世帯と比較すると、女性世帯主の世帯で低い傾向が認められる(Kishor and Neitzel, 1996, pp.21-23)。

以上から、アフリカ女性の世帯主は、中高年齢層の寡婦または離別者、一夫多妻制または妻が主たる生計維持者の一夫一婦制の有配偶者で、教育水準は低く、一家の大黒柱として就業率は高いが生活水準は低く、社会経済的にも厳しい状況にあることが推察される。

5 女子割礼

「女子割礼」(female circumcision) は、女性性器切除 (female genital mutilation) と呼ばれ、WHO の定義によれば、女性外性器の全体あるいは一部の除去、その他の女性性器に対する損傷などが含まれるととしている。オランダ外務省による「女性性器切除国際調査」によれば、性器切除を受けた少女や女性は、八五〇〇万人から一億一五〇〇万人と推計されている。現在、性器切除が行われているのは、アフリカの一〇〇カ国のほか、紅海沿岸・インド洋沿岸・東部地中海沿岸諸国的一部、インドヒマラヤーのイスラム教徒、パキスタンのボーラ・イスラム教徒およびオーストラリアの一部部族で、このうち八割はアフリカである。これに対し、政府が法的な規制を設けてしているのは、アフリカでは中央アフリカ共和国、エジプト、ガーナ、ギニア、スーザン、ヒタンザニアの一部地域にすぎない。また、女性の性器切除が違法となっている国でも、慣習として行われている国が少なくない (ジョイセフ、一九九六、三三一ページ) / Goliber, 1997, p.36)。

女子割礼は、アフリカ中西部、中東などイスラム教徒の間で一〇〇〇年以上続く慣習

で、女性の成人式、女になるための儀式と呼ばれている。しかしながら、コートランは女子割礼を神聖な行いとして強制しているわけではない (Goliber, 1997, p.36)。

アフリカでは、毎年少なくとも一〇〇万人の少女が女性性器切除を受けている。主にアフリカの角といわれる地域とその周辺国では性器切除を受けるのが一般的となつていて。性器切除を行つている主要国と切除の割合は、ソマリアとジブチが一〇〇%、エリトリア九五%、エチオピア、マリとスードンが九〇%、ブルキナファソ七〇%、ガンビア、コートジボアール、ケニアが六〇%、セネガル、エジプトが五〇%と、南部を除くアフリカに広く普及していることが知られる (ヤンソン・柳沢、一九九五／エリトリアDHS)。

女性の性器切除と縫合は、主に七歳から八歳の初潮前の少女に対して少女の母親や祖母の要求により不衛生な状況で行われる。切除後の縫鎖は、女性を強姦から守るために必要といわれている。性器切除による出血多量、感染症の併発、HIV／エイズの感染、性器切除を受けた産婦の分娩困難、それによる死亡など、身体的、精神的な影響は深刻で、子供と妊娠死亡率の高い要因である (ホスケン、一九九三、八～二八ページ／ヤンソン・柳沢、一九九五、三四～三八ページ／丹野、一九九八、一二〇～一一一ページ／Goliber, 1997, p.36)。

一九八〇年以降、世界的な「女性の性器切除廃絶キャンペーン」が、WHOを中心とし

て、ユニセフ、国際家族計画連盟、各国のNGOなどにより展開されている。国際人口開発会議（一九四四年、カイロ）や世界女性会議（一九五五年、北京）でも、その行動綱領に、「少女への性器切除など否定的な文化的態度、慣行の撤廃」を勧告したが、二〇〇〇年までに根絶しようという世界目標の達成は絶望視されている（ジョイセフ、一九九六年、三三二ページ／ホスケン、一九九三年、八〇二八ページ／ヤンソン・柳沢一九九五年、三四〇三八ページ／丹野、一九九八年、二〇〇一三三ページ）。